

2025年11月6日

定款変更（案）

変更案 ※下線部が変更点	現 行
<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 放送倫理の確立とその高揚</p> <p>(2) 会員相互の連絡と共通問題の処理</p> <p><u>(3) 会員の適切なガバナンスの確保に資する事業</u></p> <p>(4) 放送の番組、技術及び経営などの調査並びに研究</p> <p>(5) 放送事業に関する諸問題に関し、国会、関係官庁、その他との連絡</p> <p>(6) テレビジョン中継回線の運用に関する業務</p> <p>(7) 著作権法施行令第3条による記録保存所の業務</p> <p>(8) 放送事業に関する啓もう及び宣伝</p> <p>(9) 機関紙及び資料の発行</p> <p>(10) 会員及びその関係者の福祉、親ぼく及び融和に必要な事業</p> <p>(11) その他前条の目的達成のため必要と認めた事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 放送倫理の確立とその高揚</p> <p>(2) 会員相互の連絡と共通問題の処理</p> <p>(3) 放送の番組、技術及び経営などの調査並びに研究</p> <p>(4) 放送事業に関する諸問題に関し、国会、関係官庁、その他との連絡</p> <p>(5) テレビジョン中継回線の運用に関する業務</p> <p>(6) 著作権法施行令第3条による記録保存所の業務</p> <p>(7) 放送事業に関する啓もう及び宣伝</p> <p>(8) 機関紙及び資料の発行</p> <p>(9) 会員及びその関係者の福祉、親ぼく及び融和に必要な事業</p> <p>(10) その他前条の目的達成のため必要と認めた事業</p>
<p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p><u>(3) 放送倫理、民間放送事業等に関して、民間放送全体に対する信頼等を著しく毀損したと認めるとき。</u></p> <p>(4) 会費の納入を3か月以上怠ったとき。</p> <p>(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>	<p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) 会費の納入を3か月以上怠ったとき。</p> <p>(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>

変更案 ※下線部が変更点	現 行
<p>(会員の処分)</p> <p>第11条 会員が放送倫理、民間放送事業等に関して、この法人又は民間放送<u>全体</u>に対する信頼等を毀損したと認めるときは、理事会の決議によって会員活動を制限することができる。</p> <p>2 前項の規定は、法人法第48条第2項の趣旨に反しないものとする。</p> <p>3 会員活動の制限の期間は、12か月以内とする。</p>	<p>(会員の処分)</p> <p>第11条 会員が放送倫理、民間放送事業等に関して、この法人又は民間放送に対する信頼等を毀損したと認めるときは、理事会の決議によって会員活動を制限することができる。</p> <p>2 前項の規定は、法人法第48条第2項の趣旨に反しないものとする。</p> <p>3 会員活動の制限の期間は、12か月以内とする。</p>

以 上